国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書

我が国は、若い世代の希望がかない安心して結婚・子育てのできる環境の整備に向けて、さらなる子育て負担の軽減など、少子化対策等の抜本的強化を図らなければならない状況にある。

また、平成30年度から国民健康保険の財政運営を都道府県が担うこととされた中、本道は、他の都府県と比較しても小規模な市町村が多く全国一の保険者数を抱え、さらには高齢化の進展に伴う医療需要の増大や医療の高度化による医療費水準の上昇などにより、全国と比較し保険料の負担が重い現状にある。

一方、地域の福祉向上を図り、子育て世帯や障がい者、その家族の経済的負担を軽減するため、全ての地方自治体が医療給付単独事業として、子ども、重度心身障がい者、ひとり親家庭等に対する医療費助成制度を実施しているが、その軽減割合に応じて、平成30年度からは都道府県に対する療養給付費等国庫負担金及び普通調整交付金が減額調整されることから、このような国庫負担金等の減額調整は最終的には被保険者の負担に転嫁されるものである。

国は、昨年12月、子育て支援の観点から、未就学児を対象とする子ども医療費助成について、平成30年度より減額調整措置を廃止する方針を決定したが、厳しい財政運営が見込まれる国民健康保険については、今後とも財政の健全化と長期的な安定運営を図る施策を推進する必要がある。

よって、国においては、地方自治体が実施する医療給付単独事業に伴う国民健康保険の国庫負担減額調整措置を早急に廃止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 経務大臣

北海道議会議長 大 谷 亨